

令和2年第9回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和2年10月13日(火)

午後1時30分開会

第2庁舎8階 801会議室

日程	議題	
第1		会議録署名委員の指名
第2 議案第30号		小金井市いじめ防止対策推進条例に関する議案の提出依頼について
第3 議案第31号		小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
第4 議案第32号		もくせい教室設置規程の一部を改正する規程
第5 議案第33号		小金井市教育情報セキュリティ基本方針の全部改訂について
第6 選 第 1 号		小金井市奨学資金運営委員会委員の推薦について
第7 協議 第 3 号		成年年齢引き下げ後における成人の日記念行事の在り方について
第8 協議 第 4 号		小金井市文化財指定の諮問について
第9 報告事項	<ol style="list-style-type: none">1 令和2年度成人の日記念行事の開催方法の変更について2 小金井市総合体育館大規模改修工事(第2期)について3 電子書籍の導入について4 その他5 今後の日程6 教育情報セキュリティ対策基準の全部改訂について	

議案第30号

小金井市いじめ防止対策推進条例に関する議案の提出依頼について

小金井市いじめ防止対策推進条例に関する議案を別紙のように提出依頼する。

令和2年10月13日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

小金井市いじめ防止対策推進条例に関する議案を市議会に提出されるよう市長に依頼するため、本案を提出するものであります。

議案第　号

小金井市いじめ防止対策推進条例

小金井市いじめ防止対策推進条例を別紙のように制定する。

令和2年　月　日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、本条例を制定するため、本案を提出するものであります。

小金井市いじめ防止対策推進条例

前文

「いじめ」は、それを受けた子どもの基本的人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性があります。それゆえ、特に学校においては、子どもたちが安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要です。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題です。

小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例を制定し、平成24年に「いじめのないまち 小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできました。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきました。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、また、お互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができるまちをつくるよう、また、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、児童等、保護者及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- 3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条に規定する学校をいう。
- 4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 6 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて積極的に行動できるようすることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の心情及び背景を踏まえて行うとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者並びにいじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援が行われることを旨として行われなければならない。
- 4 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
- 5 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、市、保護者、市民等その他の関係機関・関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、

いじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

- 2 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。
- 3 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 児童等の保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第8条 市民等は、地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 市民等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(小金井市いじめ防止基本方針)

第9条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

- 2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(学校いじめ防止基本方針)

第10条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるい

じめの防止等のための具体的な対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)

第11条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会)

第12条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

4 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

5 対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

6 学校、教育委員会その他の関係者は、法第28条調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市いじめ問題調査委員会)

第13条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のもののうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 3 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。
- 4 市長は、調査委員会を設置したとき、又は前項の規定による答申があったときは、議会に報告するものとする。
- 5 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 6 委員の任期は、市長が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。
- 7 第2項及び前項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（協力要請）

第14条 市長及び教育委員会は、児童等と学校以外の学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）に在籍する児童又は生徒との間で、いじめと同様の事態が発生した場合は、その事態の解決に向けて当該学校に協力を求めることができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第12条第2項の規定による対策委員会の委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

学校運営協議会委員	日額	1,500円	を
-----------	----	--------	---

に改める。

「

学校運営協議会委員		日額	1,500円
教育委員会いじめ問題対策委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
いじめ問題調査委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

議案第31号

小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を別紙のように改正する。

令和2年10月13日提出

小金井市教育委員会

教育長 大熊雅士

(提案理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、教育職員の業務量の適切な管理等に係る規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小金井市立学校の管理運営に関する規則（昭和53年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第26条を第27条とし、第2章中第25条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第26条 委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 委員会は、教育職員が児童、生徒等に係る通常予見すことのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

議案第31号資料

小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
<p><u>(業務量の適切な管理等)</u></p> <p><u>第26条 委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>1月について45時間</u> (2) <u>1年について360時間</u></p> <p><u>2 委員会は、教育職員が児童、生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>1月について100時間未満</u> (2) <u>1年について720時間</u> (3) <u>1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、</u></p>		<u>業務量の適切な管理等に係る規定の追加</u>

2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

第3章 雜則

(委任)

第27条 省略

付 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

第3章 雜則

(委任)

第26条 省略

条の繰下げ

議案第32号

もくせい教室設置規程の一部を改正する規程

もくせい教室設置規程の一部を別紙のように改正する。

令和2年10月13日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行等に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

もくせい教室設置規程の一部を改正する規程

もくせい教室設置規程（平成5年教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「不登校児童、生徒」を「不登校児童・生徒」に、「適切な指導及び援助を行い、不登校児童、生徒の在籍校への復帰を図る」を「個々の状況に応じた必要な支援を行い、不登校児童・生徒の社会的自立に資する」に改める。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第5条を次のように改める。

（対象者）

第5条 教室に入室できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 小金井市立小・中学校に在籍している不登校児童・生徒

(2) 教育長が特に必要と認める不登校児童・生徒

第6条中「小・中学校及び教育相談所」を「不登校児童・生徒の在籍校（以下「在籍校」という。）、教育相談所その他の関係機関」に改め、同条第3号中「条件整備」を「支援」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 社会的自立のために必要な支援に関するここと。

第7条の見出しを「（入室の申請）」に改め、同条中「不登校児童、生徒の保護者」を「不登校児童・生徒の保護者」に改め、「当該不登校児童、生徒の」を削る。

第9条を次のように改める。

（入室の決定）

第9条 教育長は、第7条の規定による申請があったときは、入室検討委員会を招集して入室の必要性を検討し、入室の承認又は不承認の決定をしなければならない。

2 教育長は、前項の規定により入室の承認又は不承認の決定をしたときは、もくせい教室入室承認（不承認）通知書（様式第2号）により在籍校を経て、不登校児童・生徒の保護者に通知するものとする。

第11条を第12条とする。

第10条第3項第1号を次のように改める。

(1) 学校管理職経験者

第10条第3項第3号中「大学院生等」を「者」に改め、同条第4項中「業務及び

関係諸機関との連携を図り教室の運営」を「事業」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(退室の申請及び決定)

第10条 教育長は、教室に入室している不登校児童・生徒の保護者から在籍校を経て、もくせい教室退室申請書（様式第3号）が提出されたときは、教室を退室させるものとする。

2 教育長は、前項の規定により教室を退室させる決定をしたときは、もくせい教室退室通知書（様式第4号）により在籍校を経て、不登校児童・生徒の保護者に通知するものとする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市教育委員会教育長

保護者住所

保護者氏名

印

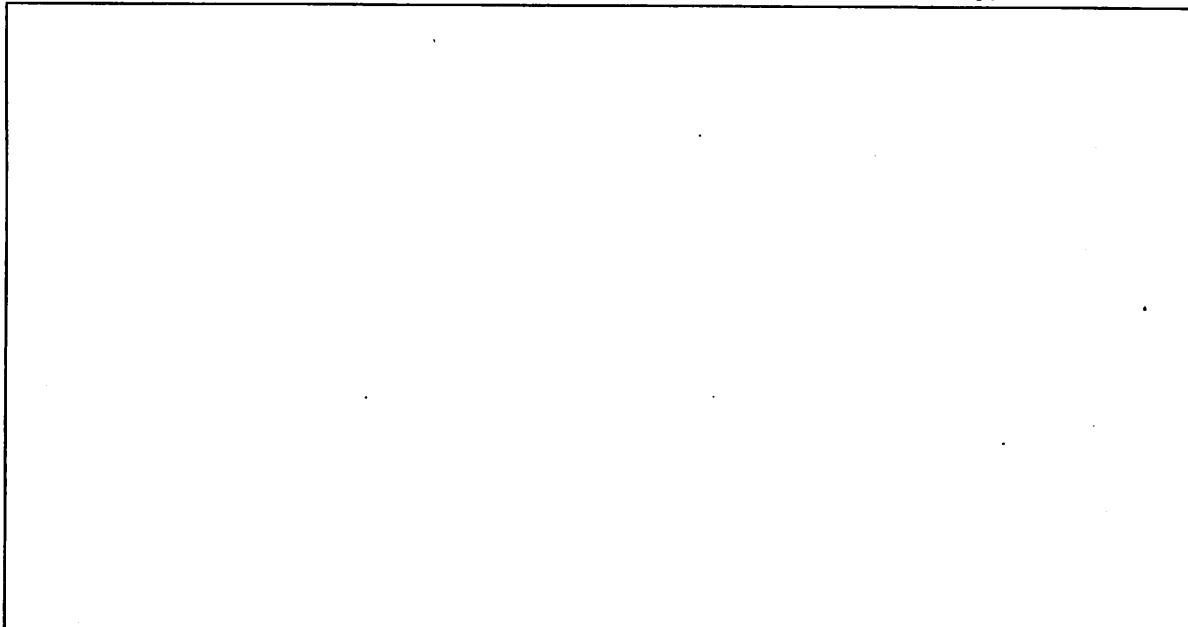
もくせい教室入室申請書

次のとおりもくせい教室への入室を申請します。

なお、入室決定に必要なときは、住民登録の状況について、市の公簿等で確認すること及び教育委員会が児童・生徒の状況について、在籍校の校長に意見を求めることが並びに入室決定となった場合、通室状況を在籍校に報告することに同意します。

児童・生徒 氏 名	ふりがな	性別 () 年 月 日 生 学校 年 組 (担任 先生)
現 住 所	電話	
保護者氏名	続柄	
緊急時の 連絡先	(自宅以外)	電話

自宅からもくせい教室までの略図（北を上にして書いてください。）



(学校記入欄)

欠席 日数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別 活動 の記 録等

本 人 の 状 況 等

不登校の理由

指導の経過

所見

その他

上記のとおり、もくせい教室の入室が適当と考える。

学校

校長

公印

様式第2号（第9条関係）

小教 発第 号
年 月 日

様

小金井市教育委員会
教育長

公印

もくせい教室入室承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請がありました下記の児童・生徒の入室について
では、
{承認} することになりましたので、通知します。

記

1 児童・生徒氏名 _____

2 学校名・学年・組 学校 年 組

3 入室（承認・不承認）年月日 年 月 日

4 理由（不承認の場合）

様式第3号（第10条関係）

年　月　日

（宛先）小金井市教育委員会教育長

保護者住所

保護者氏名

(印)

保護者連絡先

もくせい教室退室申請書

次のとおりもくせい教室を退室したいので申請します。

1 児童・生徒氏名

2 学校名・学年・組

学校　　年　　組

3 退室理由

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第10条関係)

小教 発第 号
年 月 日

様

小金井市教育委員会
教育長

公印

もくせい教室退室通知書

次のとおり下記の児童・生徒について、もくせい教室の退室を決定しましたので、通知します。

記

1 児童・生徒氏名 _____

2 学校名・学年・組 学校 年 組

3 退室決定年月日 年 月 日

4 退室理由

付 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の第9条の規定は、この規程の施行の日以後の入室申請に係る決定について適用し、同日前の入室申請に係る決定については、なお従前の例による。

議案第32号資料

もくせい教室設置規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正規程	現行規程	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 心理的要因等により登校できない児童及び生徒（以下「<u>不登校児童・生徒</u>」という。）に対して、<u>個々の状況に応じた必要な支援を行い、不登校児童・生徒の社会的自立に資するため</u>、もくせい教室を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 心理的要因等により登校できない児童及び生徒（以下「<u>不登校児童、生徒</u>」という。）に対して、<u>適切な指導及び援助を行い、不登校児童、生徒の在籍校への復帰を図るため</u>、もくせい教室を設置する。</p>	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行に伴う設置目的の変更
<p>(休業日)</p> <p>第3条 もくせい教室（以下「教室」という。）の休業日は、次に掲げるところによる。ただし、教育長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第5条 教室に入室できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 小金井市立小・中学校に在籍している不登校児童・生徒 (2) 教育長が特に必要と認める不登校児童・生徒</p>	<p>(休業日)</p> <p>第3条 もくせい教室（以下「教室」という。）の休業日は、次に掲げるところによる。ただし、教育長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) <u>1月2日から同月7日まで及び12月26日から同月31日まで</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第5条 教室に入室できる者は、小金井市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）に在籍している不登校児童・生徒とする。</p>	休業日の変更 個々の状況に応じて対象者を認めるための規定の整備

<p>(事業)</p> <p>第6条 教室は、<u>不登校児童・生徒の在籍校</u>（以下「<u>在籍校</u>」という。）、教育相談所その他の関係機関と連携し、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 省略 (2) 省略 (3) 在籍校への復帰を図るための<u>支援</u>に関すること。 <u>(4) 社会的自立のために必要な支援に関すること。</u> <p><u>(入室の申請)</u></p> <p>第7条 教室への入室を希望する<u>不登校児童・生徒の保護者</u>は、もくせい教室入室申請書（様式第1号）を、在籍校を経て、教育長に提出するものとする。</p> <p><u>(入室の決定)</u></p> <p>第9条 教育長は、第7条の規定による申請があったときは、入室検討委員会を招集して入室の必要性を検討し、入室の承認又は不承認の決定をしなければならない。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により入室の承認又は不承認の決定をしたときは、もくせい教室入室承認（不承認）通知書（様式第2号）により在籍校を経て、<u>不登校児童・生徒の保護者</u>に通知するものとする。</p> <p><u>(退室の申請及び決定)</u></p> <p>第10条 教育長は、教室に入室している<u>不登校児童・生徒の保護者</u>から在籍校を経て、もくせい教室退室申請書（様式第3号）が提出されたときは、教室を退室</p>	<p>(事業)</p> <p>第6条 教室は、<u>小・中学校及び教育相談所</u>と連携し、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 省略 (2) 省略 (3) 在籍校への復帰を図るための<u>条件整備</u>に関すること。 <u>(4) その他教育長が必要と認めた事業</u> <p><u>(申請)</u></p> <p>第7条 教室への入室を希望する<u>不登校児童、生徒の保護者</u>は、もくせい教室入室申請書（様式第1号）を、<u>当該不登校児童、生徒の在籍校</u>を経て、教育長に提出するものとする。</p> <p><u>(入室の決定)</u></p> <p>第9条 教育長は、第7条の規定による申請があったときは、入室検討委員会を招集して入室の必要性を検討し、もくせい教室入室承認（不承認）通知書（様式第2号）により校長に、もくせい教室入室承認（不承認）通知書（様式第3号）により保護者に通知するものとする。</p>	<p>規定の整備</p> <p>用語の整備</p> <p>入室の決定に係る規定の整備</p> <p>同上</p> <p>退室に係る規定の新設</p>
---	--	--

<p><u>させるものとする。</u></p> <p><u>2 教育長は、前項の規定により教室を退室させる決定をしたときは、もくせい教室退室通知書（様式第4号）により在籍校を経て、不登校児童・生徒の保護者に通知するものとする。</u></p> <p>（指導員）</p> <p><u>第11条 省略</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 指導員は、次に掲げる者のうちから小金井市教育委員会が任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>学校管理職経験者</u> (2) 省略 (3) 教員免許状を取得している者 (4) 省略 <p>4 指導員は、室長の命を受けて、第6条に掲げる事業に当たるほか、教室の庶務を担当する。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第12条 省略</u></p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この規程は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規程による改正後の第9条の規定は、この規程の施行の日以後の入室申請に係る決定について適用し、同日前の入室申請に係る決定については、なお従前の例による。</p>	<p>（指導員）</p> <p><u>第10条 省略</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 指導員は、次に掲げる者のうちから小金井市教育委員会が任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>校長経験者</u> (2) 省略 (3) 教員免許状を取得している<u>大学院生等</u> (4) 省略 <p>4 指導員は、室長の命を受けて、第6条に掲げる業務及び関係諸機関との連携を図り教室の運営に当たるほか、教室の庶務を担当する。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第11条 省略</u></p>	<p>条の繰下げ</p> <p>用語の整備</p> <p>規定の整備</p> <p>条の繰下げ</p>
--	--	---

改正後

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市教育委員会教育長

保護者住所

保護者氏名

印

もくせい教室入室申請書

次のとおりもくせい教室への入室を申請します。

なお、入室決定に必要なときは、住民登録の状況について、市の公簿等で確認すること及び教育委員会が児童・生徒の状況について、在籍校の校長に意見を求めることが並びに入室決定となった場合、通室状況を在籍校に報告することに同意します。

児童・生徒 氏名	ふりがな	性別 () 年 月 日 生 学校 年 組 (担任 先生)
現 住 所		電話
保護者氏名		続柄
緊急時の 連絡先	(自宅以外)	電話

自宅からもくせい教室までの略図（北を上にして書いてください。）

改正後

(学校記入欄)

欠席 日数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別 活動 の記 録等

本 人 の 状 況 等

不登校の理由

指導の経過

所見

その他

上記のとおり、もくせい教室の入室が適当と考える。

学校

校長

公印

現行

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

もくせい教室入室申請書

(宛先) 小金井市教育委員会教育長

児童・生徒住所

児童・生徒氏名

保護者氏名

印

次のとおりもくせい教室への入室を申請します。

児童・生徒 氏 名	ふりがな	性別 ()	年 月 日 生 学校 年 組 (担任 先生)
現住所	小金井市	電話	
保護者氏名		続柄	
緊急時の 連絡先	(自宅以外)	電話	

自宅からもくせい教室までの略図（北を上にして書いてください。）

現行

(学校記入欄)

欠席 日数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別 活動 の記 録等

本 人 の 状 況 等

上記について、もくせい教室の入室が適當と考える。

小金井市立

校長

学校

公印



改正後

様式第2号（第9条関係）

小教 発第 号
年 月 日

様

小金井市教育委員会
教育長

公印

もくせい教室入室承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請がありました下記の児童・生徒の入室について
ては、
 承認
 不承認 することになりましたので、通知します。

記

1 児童・生徒氏名

2 学校名・学年・組

学校 年 組

3 入室（承認・不承認）年月日

年 月 日

4 理由（不承認の場合）

現行

様式第2号（第9条関係）

小教 発第 号

年 月 日

学校長

様

小金井市教育委員会

教育長

もくせい教室入室承認（不承認）通知書

このことについて、 年 月 日付けで申請がありました下記の児童、生徒の入室については、
〔承認〕〔不承認〕することになりましたので、通知いたします。

記

児童、生徒氏名

住 所

改正後

様式第3号（第10条関係）

年　月　日

（宛先）小金井市教育委員会教育長

保護者住所

保護者氏名

保護者連絡先

もくせい教室退室申請書

次のとおりもくせい教室を退室したいので申請します。

1 児童・生徒氏名

2 学校名・学年・組

学校　　年　　組

3 退室理由

現行

様式第3号（第9条関係）

小教 発第 号
年 月 日

様

小金井市教育委員会
教育長

もくせい教室入室承認（不承認）通知書

このことについて、 年 月 日付けで申請がありました下記の児童、生徒の入室については、
 承認 不承認 することになりましたので、通知いたします。

記

児童、生徒氏名

住 所

改正後

様式第4号（第10条関係）

小教 発第 号
年 月 日

様

小金井市教育委員会
教育長

公印

もくせい教室退室通知書

次のとおり下記の児童・生徒について、もくせい教室の退室を決定しましたので、通知します。

記

1 児童・生徒氏名

2 学校名・学年・組

学校 年 組

3 退室決定年月日

年 月 日

4 退室理由

議案第33号

小金井市教育情報セキュリティ基本方針の全部改訂について

小金井市教育情報セキュリティ基本方針の全部を別紙のように全部改訂する。

令和2年10月13日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

小金井市教育情報セキュリティ基本方針について、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育情報セキュリティ基本方針

1 目的

この基本方針は、小金井市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）が管理する情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針並びに情報資産の安全管理対策を実施するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることを目的とする。

2 定義

この基本方針で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) ネットワーク

コンピュータを相互に接続するための通信回線網及びその構成機器をいう。

(2) 情報システム

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及びそれらの記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

ア ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体
イ ネットワーク及びシステムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
ウ システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(4) 情報セキュリティ

守るべき情報資産を改ざん、喪失等の脅威から、機密性、完全性及び可用性の観点により保護することをいう。

(5) 教育情報セキュリティポリシー

この基本方針及び別に定める教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(6) 機密性

アクセスを許可された者だけが、情報資産にアクセスできることをいう。

(7) 完全性

情報及び処理方法が正確であること及び完全であることを保護することをいう。

(8) 可用性

許可された者が必要なときに情報にアクセスできることをいう。

3 管理体制

情報セキュリティ対策を推進及び管理するための組織体制を整備するものとする。

4 情報資産の分類及び管理

情報資産については、機密性、完全性及び可用性を踏まえた情報資産の分類を行い、その重要性に応じて、適切な管理を行うものとする。

5 情報セキュリティ対策

情報資産を、不正アクセス、改ざん、入力誤り、操作誤り、災害その他の脅威から守るため、次に掲げる対策を行うものとする。

(1) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限及び責任並びに遵守すべき事項を定め、教職員等及び受託者に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育及び啓発を行うために必要な対策を講ずる。

(2) 物理的セキュリティ対策

情報システムの設置場所への不正な立入り並びに情報資産への損害及び情報資産の利用の妨害等から保護するための物理的な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正アクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術的な対策を講じる。

(4) 運用等における対策

情報システムの監視及び情報セキュリティ対策の遵守状況の確認その他の運用面の対策を講ずる。

(5) 緊急時におけるセキュリティ対策

緊急事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行うための危機管理対策を講ずる。

6 情報セキュリティ対策基準の策定

この基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を実施するに当たっての遵守すべき事項、判断等の統一的な基準として、教育情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を定めるものとする。

7 教育情報セキュリティ実施手順の策定

この基本方針及び対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するため、教育情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を定めるものとする。

8 教職員の義務

教職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行において、情報セキュリティに関する法令等を遵守しなければならない。

9 委託等に伴う措置

委託等により、業務において学校が保有する情報資産を教職員以外の者に利用させる場合は、教育情報セキュリティポリシーと同等以上の水準での情報セキュリティを確保できるよう、契約等において必要な措置を講じるものとする。

また、委託等により、業務において学校が保有する情報資産を利用する教職員以外の者は、当該業務の範囲において教育情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。

10 情報セキュリティ監査の実施

情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期に又は臨時に情報セキュリティ監査を実施するものとする。

1.1 評価及び見直し

教育委員会は、情報セキュリティ監査の結果等に基づき、この基本方針、対策基準及び実施手順に定める事項及び情報セキュリティ対策についての評価を定期的に実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化等に対応して、この基本方針、対策基準及び実施手順の見直しを実施するものとする。

選第1号

小金井市奨学資金運営委員会委員の推薦について

小金井市奨学資金運営委員会委員（1人）の推薦を求める。

令和2年10月13日提出

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅士

（提案理由）

教育委員会から選出されている委員が、令和2年8月31日で辞職したことに伴い、
小金井市奨学資金支給条例第6条の規定により改めて委員を推薦する必要が生じたため、本案を提出するものであります。

成年年齢引き下げ後における成人の日記念行事の在り方について

令和4（2022）年4月に民法の一部改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることによる成人式の式典の在り方については、下記のとおり取り扱うこととしたいたしたい。

記

1 対象年齢

年度中に20歳になる人

2 実施時期

1月の第2月曜日（成人の日）

3 式典の在り方の検討の経過

(1) 当事者の意見を聴取

成人の日記念式典に参加した新成人に対し、式典会場で出席者全員にアンケートを平成30年度及び令和元年度の2か年において実施したところ、いただいた回答の結果、両年度とも、「20歳になる年度が参加しやすい」という意見が8割を占めていた。

(2) 主催者としての教育委員会委員及び当日の運営に協力いただいている社会教育委員の意見を聴取

社会教育委員の会議（令和2年1月27日開催）及び教育委員会定例会（令和2年2月17日開催）において、成年年齢引き下げ後の成人式の在り方について協議事項としたところ、18歳になる年度は、受験や就職など、人生の大事な選択をする時期でもあるため、今までとおり20歳になる年度での実施がよいという意見が大半を占めた。

(3) 他市の状況（令和2年10月7日各市ホームページ調べ）

12市（八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、昭島市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、多摩市、稲城市、羽村市）が対象年齢を20歳としている。

4 現行とおりの式典とすることの理由

(1) 現行の式典での実施とすることについての理由は、次のとおり

【その1】 新成人へのアンケート結果、また、教育委員会並びに社会教育委員の会議での協議においても、現状のままの式典を望む声が多いこと

【その2】 受験や就職の時期に重なることを避け、より多くの方に式典に参加してもらうことができること

(2) アンケートや意見聴取など踏まえて考察した対象年齢別のメリット・デメリットについては、以下の表のとおり

開催時期	メリット	デメリット
18歳になる 年度	・成人になったという意識付け ができる。	・成人の日に開催する場合、受験の直前になる。 ・夏や秋に開催する場合、学校の行事や、模試等に重 なる可能性がある。 ・3学年が同時に対象になる令和4年度は、会場確保 や当日の運営等に問題や混乱を生じる恐れがある。
20歳になる 年度	・受験や就職の時期に重なるこ とを避け、より多くの方に式典 に参加してもらいやすい。	・成人になったという意識付けは、多少低くなる。 (ただし、喫煙・飲酒年齢等、20歳を維持されたも のもあり。)

※18歳になる年度で実施するデメリットを上回るメリットがない

5 その他

(1) 式典の名称について

現在は、名称を「成人の日記念行事」としているが、20歳を対象としい
ることがわかりやすい名称に変更をした方がよいと考えている。新たな名称
については、実行委員の意見を聞くなど、今後の検討課題としたい。

(2) 成人となる18歳に対しての意識付けについて

式典の在り方とは別に、民法改正後に成人となる18歳の人に対して、自
覚を促すような何らかの仕掛け（例：市長から新成人へメッセージ）をする
ことは意義あることと考えるが、具体的な内容は今後の検討課題としたい。

協議第4号

小金井市文化財指定の諮問について

小金井市文化財保護条例第41条の規定により、別紙のとおり文化財保護審議会に
諮問する。

令和2年10月13日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

小金井市文化財保護条例第41条の規定により、小金井市の文化財として指定し
たいので、本案を協議するものであります。

1 名 称 小金井神社本殿（こがねいじんじゃほんでん）

2 種 別 有形文化財（建造物）

3 指定基準

小金井市文化財の指定及び登録の基準に関する要綱（平成18年4月5日制定）

第2条第1号

4 員 数 1棟

5 所在の場所

小金井市中町4-7-2

6 所有者の氏名又は名称及び住所

氏名 宗教法人小金井神社 代表役員宮司 星野治衛

住所 小金井市前原町3-40-13

7 指定内容

建築年代：18世紀中期

構造形式：一間社入母屋造、向拝一間軒唐破風付、柿葺

大きさ：間口桁行身舎柱真々6.14尺（186cm）
梁間身舎柱真々5.05尺（153cm）

同前面身舎柱より向拝柱まで真々4.72尺（143cm）

同背面身舎柱より向拝柱まで真々9.77尺（296cm）

円柱径6.14寸（18.6cm）

改 修：飾り金物の一部、腰組の一部、棟唐戸、高欄の束柱など

8 指定理由

この本殿は、一間社入母屋造、向拝軒唐破風付、屋根が柿葺の社殿で、境内最古の近世建築である。銅板の目を張り付けた向拝の獅子鼻・狛鼻と琵琶板の龍彫刻の存在が特徴となる一方で、虹梁の絵様彫刻は古風で簡素であり、その調和が秀逸な建築遺構である。木割寸法からは、木版本として18世紀に普及した代表的な木割書である『大匠雑形』に影響を受けている。棟札が確認できないため建築年や作者が不明であるが、木割寸法や細部意匠からみて18世紀中期の建築と推定され、市内では最古に属する本殿遺構である。また、全体的に保存状態は良好で、数度の改修を加えながらも建立当初の建築をよく留めている。小金井神社本殿は、意匠性に優れており、また小金井の歴史を知るうえで重要な神社建築である。

9 参考となるべき事項

年表（「小金井神社（天満宮）略縁起」より）

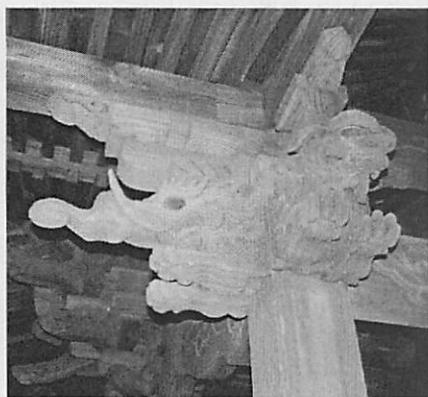
- 元久2年（1205） 現在の中町一丁目付近に天満宮の名で社殿を創建。
- 天正11年（1583） 現在地に社殿を移す。
- 宝暦元年（1751） 本殿を改造し菅原道真の坐像を彫らせご神体として納める。
- 明治3年（1870） 社号を小金井神社と改める。



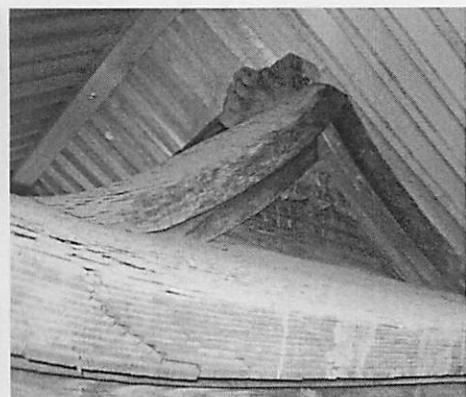
小金井神社本殿 全景（平成5年覆屋新築工事時）



正面と左側面



向拝柱の獅子鼻と狛鼻の彫刻



柿葺・入母屋屋根の妻飾

報告事項 1 資料

令和 2 年 1 0 月 1 3 日

生涯学習部生涯学習課

令和 2 年度成人の日記念行事の開催方法の変更について

1 概要

令和 2 年度成人の日記念行事について、平成 28 年度から行っている 2 部制による開催から、中学校区で区分けした 5 部制として行うこととする。

2 変更理由

昨年度までは、中央線の北側、南側の 2 つに分けた 2 部制で式典を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、1 回の式典に参加する人数を減らし、参加者同士の密を避けることにより、感染リスクを下げるため

3 開催内容等

(1) 開催日 令和 3 年 1 月 11 日（祝）

(2) 開催場所 小金井 宮地楽器ホール

(3) 開催時間等

	開催時間	学校区	対象者数 (※ 1)	参加見込数 (※ 2)
第一部	10 : 30 ~ 11 : 00	緑中学校区	337 人	202 人
第二部	11 : 35 ~ 12 : 05	第一中学校区	243 人	146 人
第三部	12 : 40 ~ 13 : 10	南中学校区	260 人	156 人
第四部	13 : 45 ~ 14 : 15	第二中学校区	285 人	171 人
第五部	14 : 50 ~ 15 : 20	東中学校区	254 人	152 人

※ 1 令和 2 年 4 月 1 日現在の 19 歳人口を各学校区に当てはめた人数

※ 2 対象者数の 60 % で算出した人数

(4) 式典内容

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を施すとともに、例年の内容を踏まえ、時間の短縮に合わせた内容にするため検討中

教育委員会の今後の日程

令和2年10月13日

会議名	日時	場所
令和2年度東京都市町村教育委員会連合会 第4ブロック研修会	11月6日(金) 午後2時00分	立川市女性総合センターホール (アイムホール)
第10回教育委員会定例会	11月10日(火) 午後1時30分	801会議室
第11回教育委員会定例会	11月24日(火) 午後1時30分	801会議室
令和2年度成人の日記念行事	1月11日(月・祝)	小金井 宮地楽器ホール
第1回教育委員会定例会	1月12日(火) 午後1時30分	801会議室